

接続ルールの見直しに関する意見書

経企発12第185号

平成12年12月4日

電気通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 108-8525

住 所 とうきょうと みなとく しばうら
東京都港区芝浦4丁目9番25号

氏 名 とうきょうつうしん かぶしがいいしゃ
東京通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 いわさき かつみ
岩 崎 克 己

担当 経営企画部部長 塚本 博之
同料金制度グループマネージャ 本多 隆之
(電話番号) 03-4555-2421
(メールアドレス) thonda@is.ttnet.co.jp

一次答申案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

接続ルールの見直しに関する意見書

東京通信ネットワーク株式会社

今回、「接続ルールの見直しについて」の一次答申案への意見提出の機会を設けていただき、誠に有り難うございます。

下記のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書においては、他事業者様の敬称は割愛させていただきます。

第Ⅱ章第1節3考え方(3) 移動体通信市場における市場支配力等に着目したルールについて(P14)

- ⑤ 市場支配力を有さない事業者間の接続については、当事者間での交渉力の差も市場支配力を有する事業者との交渉の場合と比べて顕著ではないと考えられると共に、手続の簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待されることから、現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべきと考えられる。

<意見>

「IT競争政策特別部会 第一次答申(草案)」(H12.11.16、電通審)P11では、「非支配的事業者に対する規制は、より自由な事業展開を可能とし、競争を促進するという観点から、契約約款や非支配的事業者相互の接続協定の認可制を一定の条件の下に緩和し、届出制に改めることが適当である」と述べられておりますので、移動体に限らず、規制緩和をお願いいたします。

第Ⅱ章第2節3(1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて(P18)

- ③ NTT東日本・西日本は加入者線の光ケーブル線路亘長においてNTT地域会社とその他の事業者の比率は、1対2であることから、NTTはむしろ少数者であるとしている。
- しかしながら、ボトルネック性は加入者へのアクセスについて生じるものなので、その程度を見るにはケーブル亘長ではなく、加入者へのアクセスの占有率を検証する必要がある。(中略)NTT東日本・西日本が全都道府県で少なくとも70%以上の占有率を占めており、(略)
- ④ 以上より、光ファイバ設備は従前どおりメタル等の設備と区別せず、今後も指定電気通信設備の範囲に含めて捉えていくことが適当である。

<意見>

ご指摘に賛同いたします。特に加入者アクセスへの占有率によって、東西NTTのボトルネック性を検証いただいたことを評価いたします。

第Ⅱ章第２節「光ファイバ設備の扱い」(P 17～)

第Ⅲ章「光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)」(P 26～)

<要望>

「ＩＴ競争政策特別部会 第一次答申(草案)」(H12.11.16、電通審) P 7で論じられている「キャリアズ・キャリア(卸電気通信役務)制度」と、今回の光ファイバ設備の接続との関係について整理をしていただきたいと思います。

第Ⅱ章第３節「中継系伝送路設備等の扱い」３考え方(P 25)

(3) 接続事業者がDSLサービスに際してNTT東日本・西日本の建物にコロケーションするDSLAMやルータのような、競争的に供給が受けられるような局内設備については、他事業者も容易に調達、設置できることから、設備の代替性が強いいため、指定電気通信設備に含める必要はないと考えられる。

<意見>

接続事業者は、自らの設備を東西NTTの建物にコロケーションする接続形態の他、東西NTTの設置設備を用いた県内網、例えば地域IP網を利用するケースも多いことから、DSLAMやルータも指定電気通信設備に含めていただきたいと思います。

第Ⅳ章第１節「接続料と定額的な利用者料金等の水準」１現状(P 30)

(2) 接続料と利用者料金の水準との比較については、従来、その関係が反競争的でないことを立証する観点から、(中略)「利用者向け料金と接続料水準の比較」がNTT東日本・西日本から報告されている。

<意見>

本件にて述べられているNTT東日本・西日本からの報告は、一般に公表されていないものと認識しています。利用者料金と接続料水準の比較情報については、定期的な開示をしていただき、パブリック・コメント方式によって利害関係者から広く意見を求めていただきたいと思います。

第Ⅳ章第１節「接続料と定額的な利用者料金等の水準」３考え方（Ｐ３１）

- （１）利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる。（略）
- （２）（略）各役務の基本料・通信料等の区分毎における両者の関係については、今後とも検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか、ＮＴＴ東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべきである。

<意見>

お考えに基本的に賛同いたしますが、「通信料」という大括りの区分における「利用者料金と接続料との関係」では不十分と考えます。

何故ならば、市内競争が促進しないことが特に問題であり、その原因が「利用者料金と接続料との関係」であるか否かは、「市内通話」という細かい区分でないと検証できないからです。是非とも、競争が促進していない領域にスポットを当てられるように比較される区分は細かくしていただき、少なくとも音声伝送役務における「市内通話」の区分は設けるべきと考えます。

第Ⅴ章その他（Ｐ３５）

１ 接続関連費用の負担の考え方

現在、接続料には、各事業者の利用に応じて費用を負担する「網使用料」と、特定の事業者が個別に負担する「網改造料」との区分があるが、これらの区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、どこまでを利用に応じた負担とするかについて今後検討していく必要がある。

<意見>

早急に「網改造料（個別機能）」「網使用料（基本機能）」の範囲に関する再検証を行い、どこまでを利用に応じた負担とするかについてパブリック・コメント方式によって利害関係者から広く意見を求めているいただきたいと考えます。

以上